

カーボンニュートラル実現に向けた トランジション推進のための金融支援の申請方法 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画)

(注)本資料はカーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援のみの申請を念頭においたガイドラインです。
他の支援の併用を検討中の事業者はそれぞれのガイドライン等もご確認ください。

(目次)

1. 制度の概要p. 2

2. 申請方法p.14

2-1. 申請手続きのスケジュール等p.14

2-2. 申請に必要な書類p.17

2-3. 申請書記載例p.22

3. 問合せ先等p.32

1. ①本制度の目的

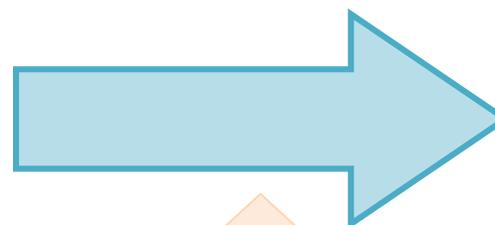
- 2050年のカーボンニュートラル実現には、再生可能エネルギー等へのグリーン投資の一層の推進に加え、CO2排出の実質ゼロが短期的には見込めない産業の**脱炭素化・低炭素化に向けた移行（トランジション）**が必要であり、そうした**長期的な目標設定による一貫した取組**に対して、十分な資金供給がなされることが重要です。
- 産業競争力強化法では、**事業者のカーボンニュートラルの実現に向けたトランジションの取組**を支援すべく、計画認定スキームを創設し、**10年以上の長期計画**[※]の認定を受けた事業者を対象とする金融支援制度を創設しました。
※産業競争力強化法における事業適応計画（類型：エネルギー利用環境負荷低減事業適応）

<クライメート・イノベーションの3つの重要分野>

TRANSITION
GHG排出の実質ゼロが
短期的には見込めない
産業の脱炭素化・低炭素化
に向けた移行

GREEN
GHG排出が実質ゼロ
或いは顕著な削減により
実質ゼロに向けた道筋が
明らかな事業

INNOVATION
GHG排出抑制、
貯蔵、再利用にかかる
革新的イノベーション
の開発・社会実装



FINANCE
呼び水となる公的資金と
併せて、ESGに資する
クライメート・イノベーション実現
のための能動的な
民間資金の供給

<目的>

SDGs・
パリ協定の実現

2050年
カーボンニュートラル
の実現

【参考】産業競争力強化法における位置づけ

- 本制度は、産業競争力強化法で新設した事業適応の3類型の中の③エネルギー利用環境負荷低減事業適応に当たります。

①成長発展事業適応

- ポストコロナに向け厳しい経営環境の中で赤字でも努力を惜まず、**カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築・再編等に向けた投資**を行い、**経営改革に果敢に取り組むこと。**



<取組例>

飲食チェーンを営む企業がコロナ禍で業績が悪化。商品を自動判別・自動精算する無人店舗技術を持つ企業に出資し、対面を前提としない店舗開発により生産性を向上。

②情報技術事業適応

- デジタル技術の革新により世界で破壊的なイノベーションが起きていることを踏まえ、こうしたDigital Disruptionの動きに対応していくべく、**デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革（DX）に取り組むこと。**



<取組例>

次世代ネットスーパーやスマートストア事業に着手。顧客データを活用した販促情報の提供や無人決済の実現により顧客利便性を向上。

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

- 気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速。こうした潮流に対応し2050年カーボンニュートラルを実現すべく、**脱炭素化効果が高い製品の普及や生産工程等の脱炭素化に取り組むこと。**



<取組例>

よりCO₂を排出せずに収益を伸ばすべく事業転換に着手。再エネ電力への切り替えにより脱炭素化を進めつつ、生産設備の刷新により付加価値を向上。

<産業競争力強化法（抄）（事業適応の定義）>

12 この法律において「事業適応」とは、事業者が、**産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。）**であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

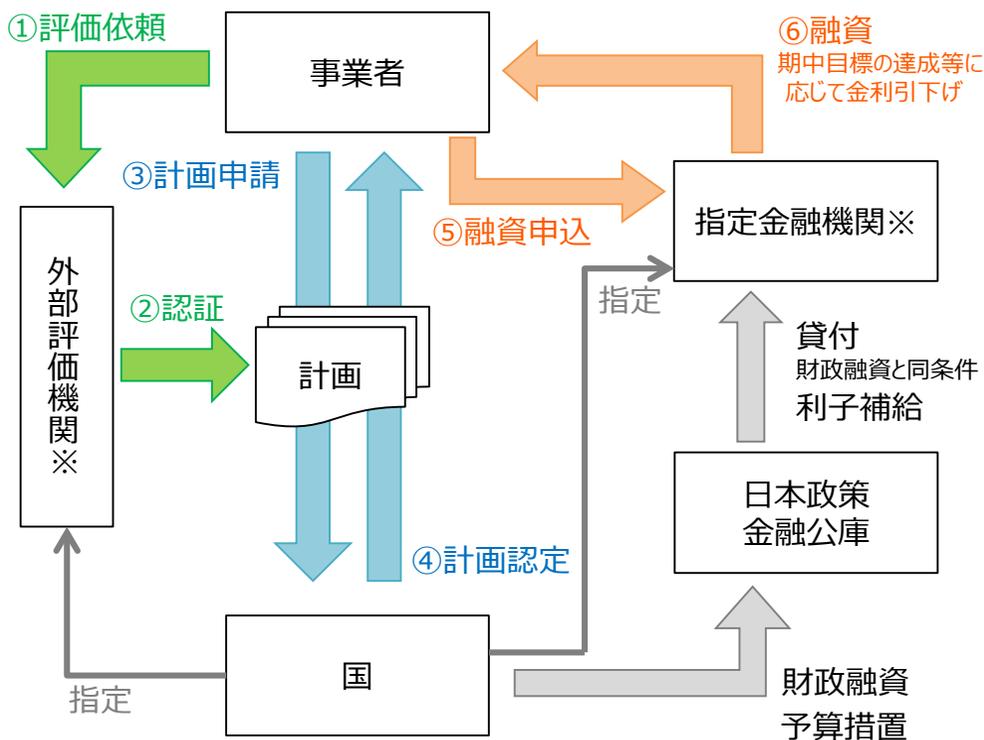
- 一 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの
- 二 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの
- 三 **エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの**

1. ②本制度の概要

- 本制度では、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた着実なCO2削減のための取組（トランジション）を進める10年以上の計画（国の指定する外部評価機関による認証が必要）を策定し、事業所管大臣の認定を受けた事業者を対象に金融支援（ツーステップ・ローン※・成果連動型利子補給）を措置しています。

※認定事業者に対して指定金融機関が行う資金の貸付けに必要な資金を日本政策金融公庫を通じて長期・低利で供給するもの。

制度スキーム



※外部評価機関、指定金融機関は下記ホームページに掲載
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinnyu/cnrishihokyu/index.html

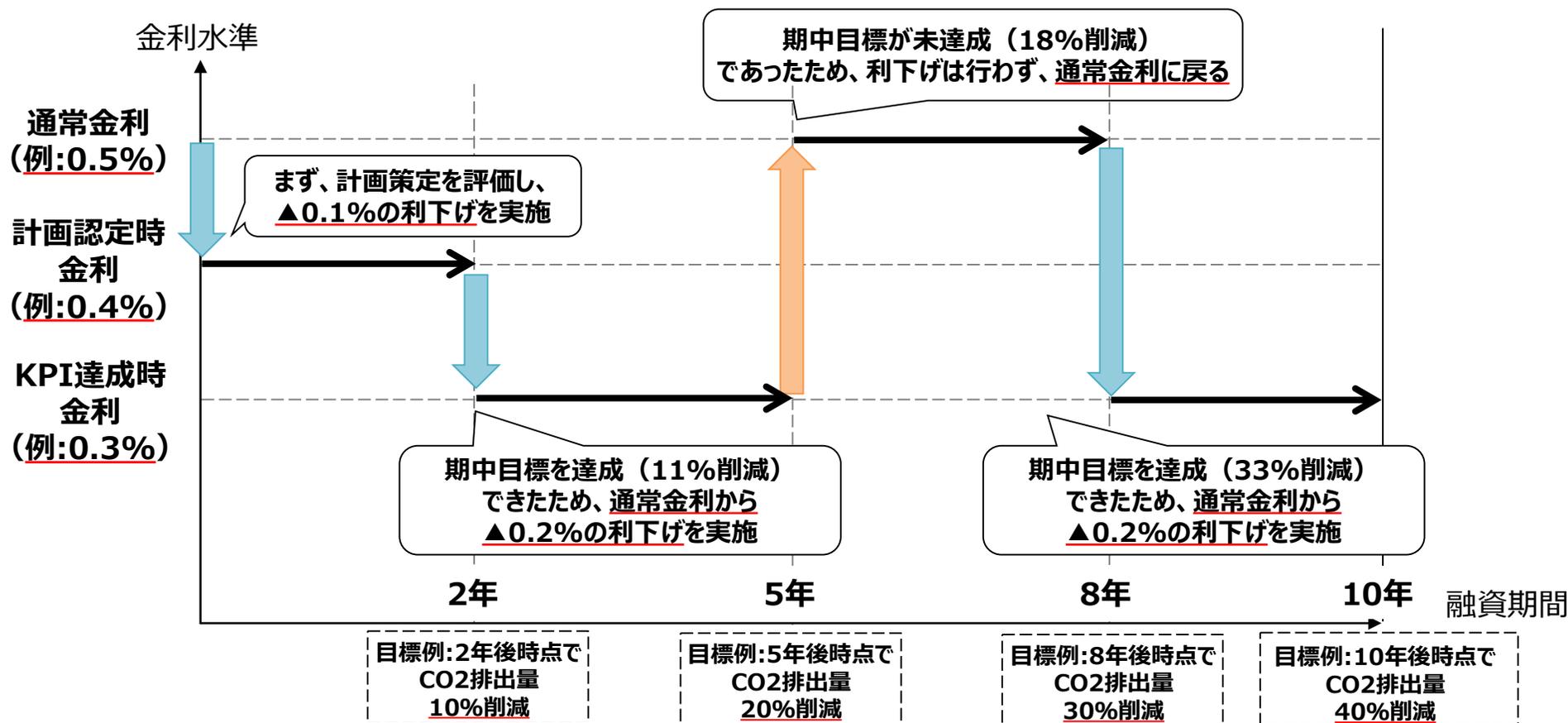
措置内容

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画		
	ツーステップローン	成果連動型利子補給
融資期間	・ 5年以上	・ 7年以上
金額規模	・ 計画における資金需要が50億円以上	・ 計画額の下限なし ・ 利子補給対象の融資額は1社当たり500億円が上限
資金使途	・ 認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金 ※特定の設備等に限定するものではない	
その他	・ 指定金融機関による審査が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関による審査が必要 ・ 予算の範囲内で行う ※今後3年間で総額1兆円規模の融資に対する利子補給を行う想定 ・ 利子補給の支給期間は最長10年間 ・ 目標の達成状況に応じて利子補給率が変動（詳細は次ページ参照）

【参考】成果連動型利子補給の概要

- 利子補給を受ける場合には、計画期間終了時の達成目標に加え、計画達成のマイルストーンとなる期中目標を、3回以上設けることを求めています*。
※目標設定における具体的な要件はP.11参照
- 計画認定を受けた事業者に対して、0.1%幅の利下げを実施（最初の期中目標まで）。その上で、計画期間において、あらかじめマイルストーンとして定める期中目標を達成できた場合には、最大0.2%幅までの利下げを行います。

【イメージ図】



1. ③本制度の対象

- 金融支援を受ける場合、計画がクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針及びサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合していることが必要です。
- クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針では、自社の脱炭素化に取り組む企業だけではなく、他社の脱炭素化に向けたトランジションを可能にするための活動（脱炭素化に寄与する設備・部品・サービスの供給等）を行う企業も対象としています。
- いずれの対象もパリ協定に整合する野心的な目標を設定する必要がある点は共通です。

	クライメート・トランジション・ファイナンス (基本指針)	サステナビリティ・リンク・ローン (原則)
定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動への対策を検討している企業が、<u>脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組を行っている場合にその取組を支援</u>することを目的とした金融手法 ● 特に、我が国においては、<u>2050年カーボンニュートラルの実現</u>を目指すため、<u>パリ協定に整合的な目標設定</u>を行い、基本指針に定める4要素を満たした上で、資金調達を行う動きを支援するためのファイナンス（資金供給）として位置付けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境的・社会的に持続可能な経済活動および経済成長を促進し、支援することを目的とし、借り手が<u>野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励</u>するローン ● <u>特定の資金用途を決定する代わりに、貸付条件と、SPTsに対する借り手のパフォーマンスとを連携</u>させることで、借り手のサステナビリティ・プロファイルを向上しようと試みる
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>脱炭素化に向けた目標を掲げ、その達成に向けた戦略・計画を策定</u>しており、戦略・計画に即した取組を実施するための原資を調達する主体 ● <u>他者の脱炭素化に向けたトランジションを可能にするための活動（投融資を含む）</u>の原資を調達する主体 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自社のサステナビリティ戦略に沿った野心的な目標を設定</u>する主体 ● 原則として融資対象は<u>特定のプロジェクトに限定されない</u>

出所：金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」、環境省仮訳「サステナビリティ・リンク・ローン原則」を参考に経済産業省作成

【参考】クライメート・トランジション・ファイナンス基本指針の概要

- 2021年5月に経済産業省は、金融庁、環境省とともにクライメート・トランジション・ファイナンス基本指針を策定しました。

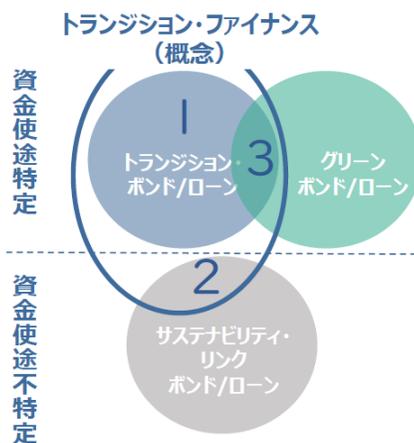
基本指針の概要

- 国際資本市場協会（ICMA）の「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」と整合
- 「トランジション・ボンド/ローン」と名付けて資金調達を行うために、市場関係者に示す手引き
- **セクター、地域によってトランジションの経路は多様**



トランジション・ファイナンスは、
充当対象だけでなく、戦略や
実践に対する信頼性を重ね
合わせて判断される

トランジション・ファイナンスの位置付け



トランジション・ファイナンスは、本基本指針の四要素を満たすとともに、調達のプロセス等については、既存の原則・ガイドライン（※）の要素を満たすことが求められる

- 1 資金使途は、グリーンプロジェクト（※）ではないが、トランジションの四要素を満たすもの
- 2 トランジションの四要素を満たし、トランジション戦略に沿った目標設定を行い、その達成に応じて借入条件等が変動する資金使途不特定のもの
- 3 資金使途がグリーンプロジェクト（※）であり、トランジション・ファイナンスの四要素を満たすもの

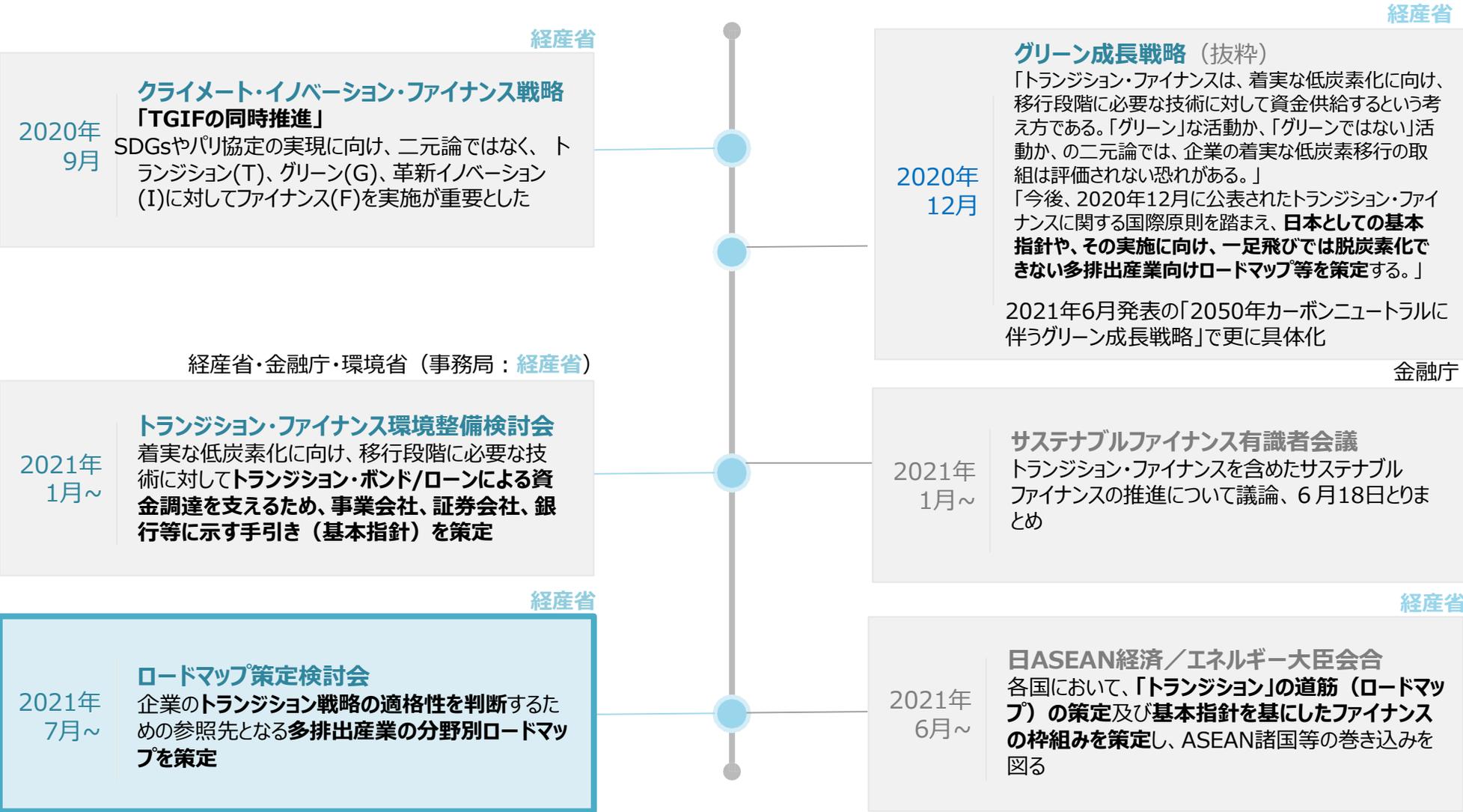
※グリーンボンド原則・ガイドライン、ソーシャルボンド原則・ガイドライン等の内容（今後策定されるものも含む）

基本指針の4要素

要素 1	資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス	
要素 2	ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ（重要度）	
要素 3	科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路）	
要素 4	実施の透明性	

【参考】トランジション・ファイナンスを巡る政府の議論の進展

- 2020年9月のクライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020策定に始まり、環境省・金融庁と合同で議論してきたことを受け、本年7月に企業のトランジション戦略の適格性を判断するための参照先となる分野別ロードマップ策定のための検討会を設置しています。

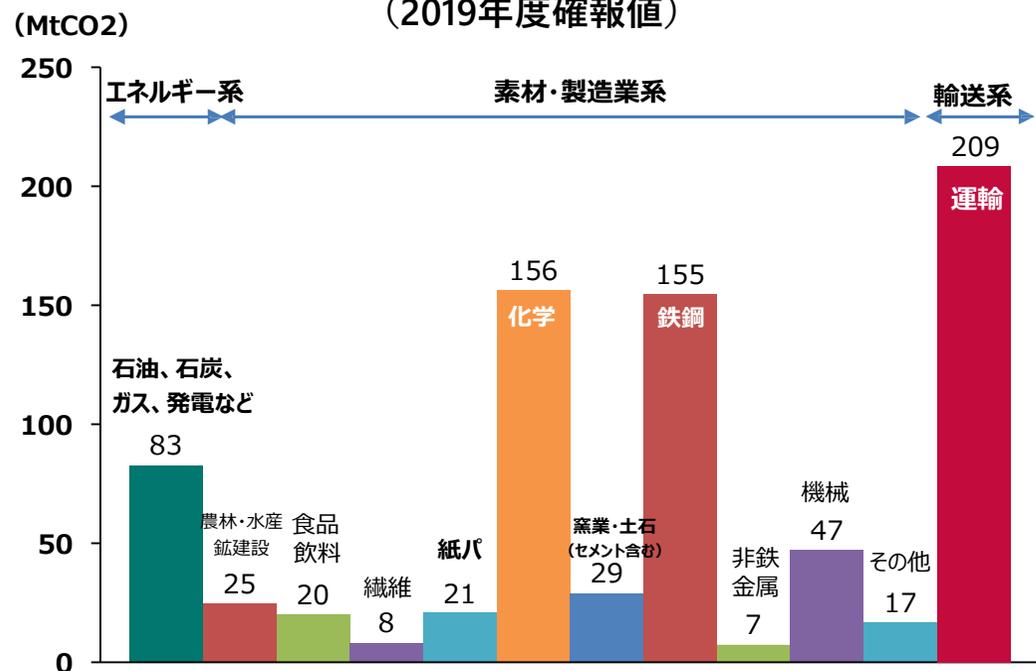


出所：経済産業省 第1回ロードマップ策定検討会資料より抜粋

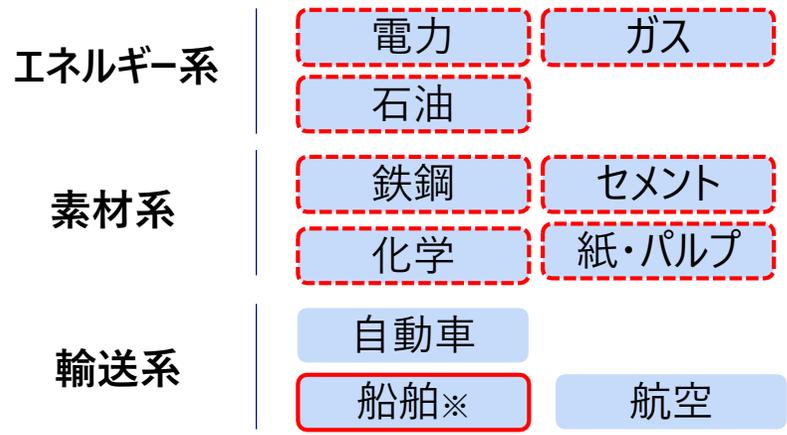
【参考】ロードマップの対象分野

- ロードマップは、①CO2多排出産業であること、②CO2排出ゼロのための代替手段が技術的・経済的に現状利用可能ではなく、トランジションの重要性が高いことなどを理由に、分野を選定しています。
- 具体的には、今年度は、鉄鋼、化学、セメント、電力、ガス、石油などの7分野で策定を予定しています。
※海運に関しては、国交省が2020年3月にロードマップを策定済です。

国内部門別CO2排出量
(2019年度確報値)



多排出でロードマップが必要とされる分野



※国交省（船舶はロードマップ策定済）

+

事業者のニーズに応じて検討

各分野のカバー範囲については、事業者の活用ニーズ等も踏まえ検討

出所) 経済産業省 2019年度 総合エネルギー統計
 ※ (簡易表) 炭素単位表における「総合計/帰属排出」を44/12倍した値
 ※ エネルギーは、エネルギー転換の合計値の値を正負逆にして記載。また、第三次産業は含めていない。

1. ④金融支援を受けるための計画認定について

- 金融支援を受ける場合、計画は以下の要件を満たす必要があります。

(Ⅰ) 野心的な目標が設定されているかどうか

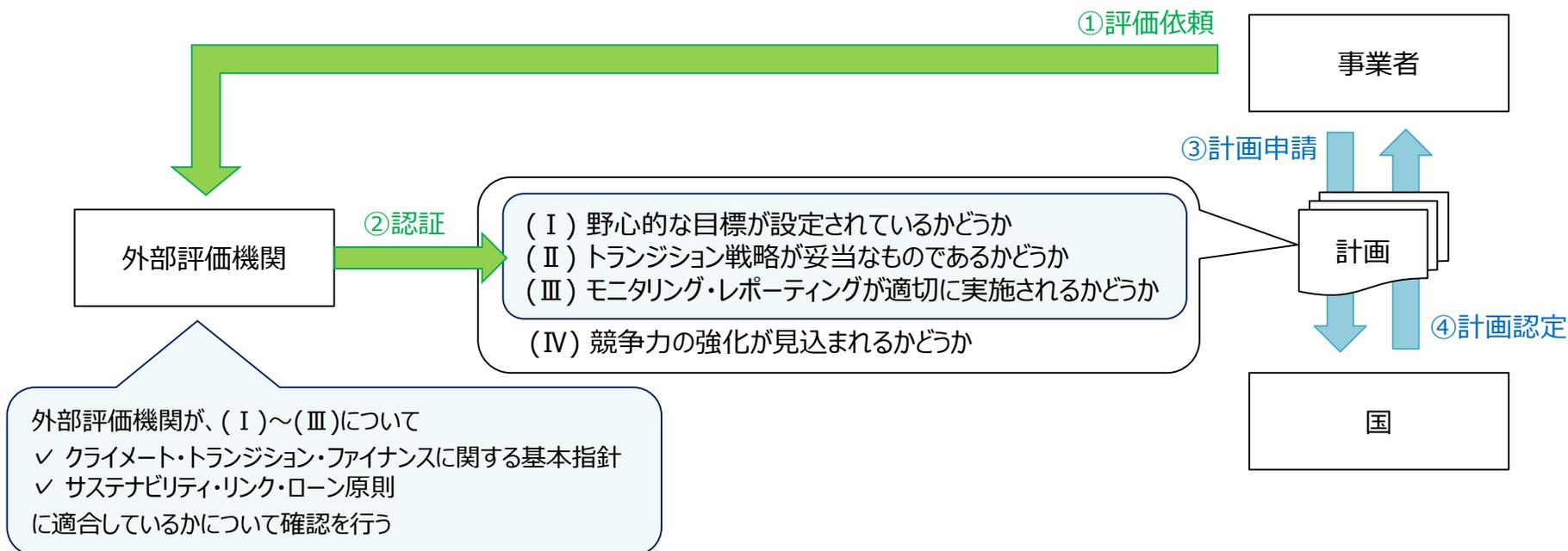
(Ⅱ) トランジション戦略が妥当なものであるかどうか

(Ⅲ) モニタリング・レポーティングが適切に実施されるかどうか (※Ⅲについては、ツーステップローンのみを受ける場合には満たす必要がない)

(Ⅳ) 競争力の強化が見込まれるかどうか

※ (Ⅰ) ~ (Ⅳ) の詳細についてはP.11~12参照

- 事業所管大臣が事業計画を認定する前提として、(Ⅰ)~(Ⅲ)に関しては、マーケットでの評価と連動する仕組みとするために、**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**及び**サステナビリティ・リンク・ローン原則**に適合しているかについて、外部評価機関による認証が必要となります。
- 外部評価機関は、これまでの実績や、業務の実施体制、評価プロセスなどの観点から、**経産省が指定・公表**しています。



【参考】金融支援を受けるための計画認定の詳細要件_P.10（Ⅰ）～（Ⅲ）

事業適応の実施に関する指針（ツーステップ・ローンのみ利用する場合、ニ、リ、ヌを除く）

	条項	条文記載内容
(Ⅰ)	第3項第2号	認定事業適応事業者の満たすべき要件
	イ	環境への負荷の低減に関する（2050年までの） 長期的かつ野心的な目標 （以下「長期目標」という。）を前提に、それを実現するための 期末目標（10年以上経過後） 及び 期中目標 を設定すること
	ロ	長期目標、期末目標及び期中目標の設定方法を示すこと
	ハ	期末目標として、計画終了年度における目標を設定すること
	ニ	期中目標として、当該資金の貸付期間中において 3つ以上の目標を設定 すること 期中目標間の間隔は3年以内 とし、 最初の期中目標は当該貸付けの日から2年以内 、 最後の期中目標は貸付期間の終了日の前2年以内 （貸付期間が10年以上の場合においては、貸付日から8年を経過した日から10年を経過した日までの間のいずれかの日）に設定することとする
(Ⅱ)	ホ	長期目標及び期末目標及び期中目標を実現するための戦略（以下単に「戦略」という。）を策定すること
	ヘ	戦略を実行するための投資計画を策定し、可能な範囲で透明性を確保すること
	ト	戦略の実効性を担保するための管理体制を構築すること
	チ	気候変動が自社の事業活動において重要となることを示すこと
(Ⅲ)	リ	1年に1回以上 、期末目標及び期中目標に関する実施状況を、借入れを行う金融機関に対して提供すること
	ヌ	原則として、期末目標及び期中目標の達成状況について第三者機関※による評価を依頼し、 1年に1回以上 の検証を受けること

※ 期末目標、期中目標の達成状況について検証・評価をすることが可能な任意の専門的機関（例：監査法人、環境コンサルタントなど）にご依頼ください。

【参考】金融支援を受けるための計画認定の詳細要件_P.10 (IV)

事業適応の実施に関する指針

	条項	条文記載内容 (要約)
(IV)	第1項第2号	生産性の向上に関する目標または新たな需要の開拓に関する目標 の達成が見込まれること
	八①(2)	生産性の向上に関する目標とは、計画開始から5年目に該当する事業年度において次のいずれかを満たすこと
	(イ)	$\frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産}}$ (修正EROA) 2%ポイント 以上 上昇
	(ロ)	$\frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産}}$ (有形固定資産回転率) 5%以上 上昇
	(ハ)	$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$ (従業員1人あたり付加価値額) 6%以上 上昇
	(ニ)	上記 (イ) から (ハ) までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること
	OR	
	八②(2)	新たな需要開拓に関する目標とは、計画開始から5年目に該当する事業年度における 売上高成長率 (当該値が正の値である場合に限る。) が、過去5事業年度における売上高成長率を 3%ポイント 以上上回ること
	第1項第3号八	計画開始から5年目に該当する事業年度における 経常収入※1の額が経常支出※2の額より大きい値 となること
	第2項第1号ホ	エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の 持続的な競争力の強化に寄与 すること
第2項第2号	事業適応の認定要件に関する事項	
イ	事業適応計画の円滑かつ確実な実施 (事業適応の内容が事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の開始に必要な資金の調達が不可能なものでないこと)	
ロ	持続的なものと見込まれるもの (事業適応により達成する高い生産性又は新たに開拓する需要が一過性のものではなく、事業適応計画の終了後において、これらを維持し、又は更なる生産性の向上若しくは需要の開拓が見込まれること)	

※1 経常収入 = 売上高 + 営業外収益 - 売上債権増加 + 前受金増加 + 前受収益増加 - 未収入金増加 - 未収収益増加

※2 経常支出 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費 + 営業外費用 + 棚卸資産増加 - 仕入債務増加 - 減価償却費 + 前渡金増加 + 前払費用増加 - 貸倒引当金増加 - 未払金増加 (未払税金含む) - 未払費用増加 - 引当金増加 (特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。)

上記項目中「増加」と記載されているものは、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額 (減少した場合は当該減少額に - 1 を乗じた額) とします。12

(目次)

1. 制度の概要p. 2

2. 申請方法p.14

2-1. 申請手続きのスケジュール等p.14

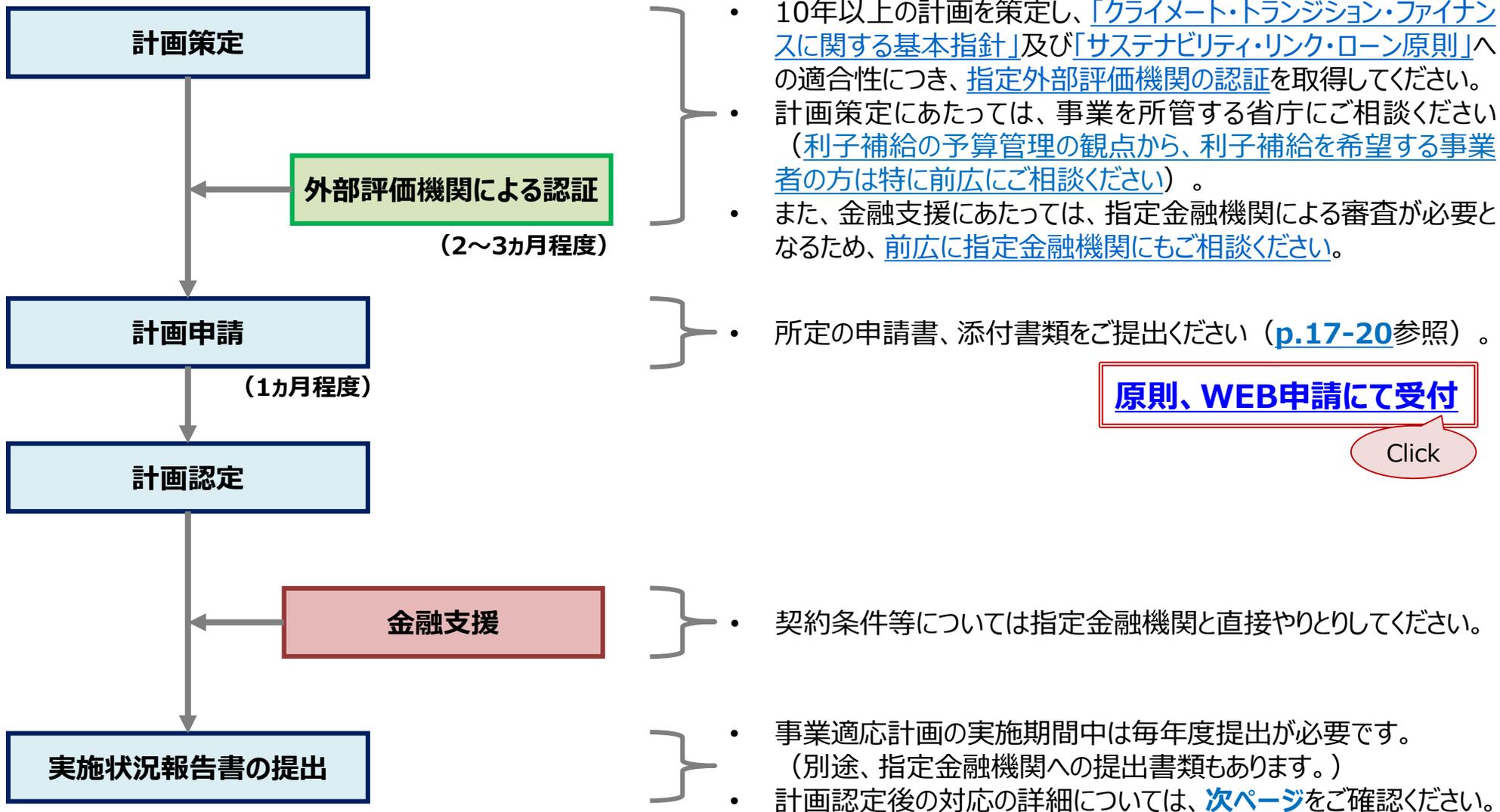
2-2. 申請に必要な書類p.17

2-3. 申請書記載例p.22

3. 問合せ先等p.32

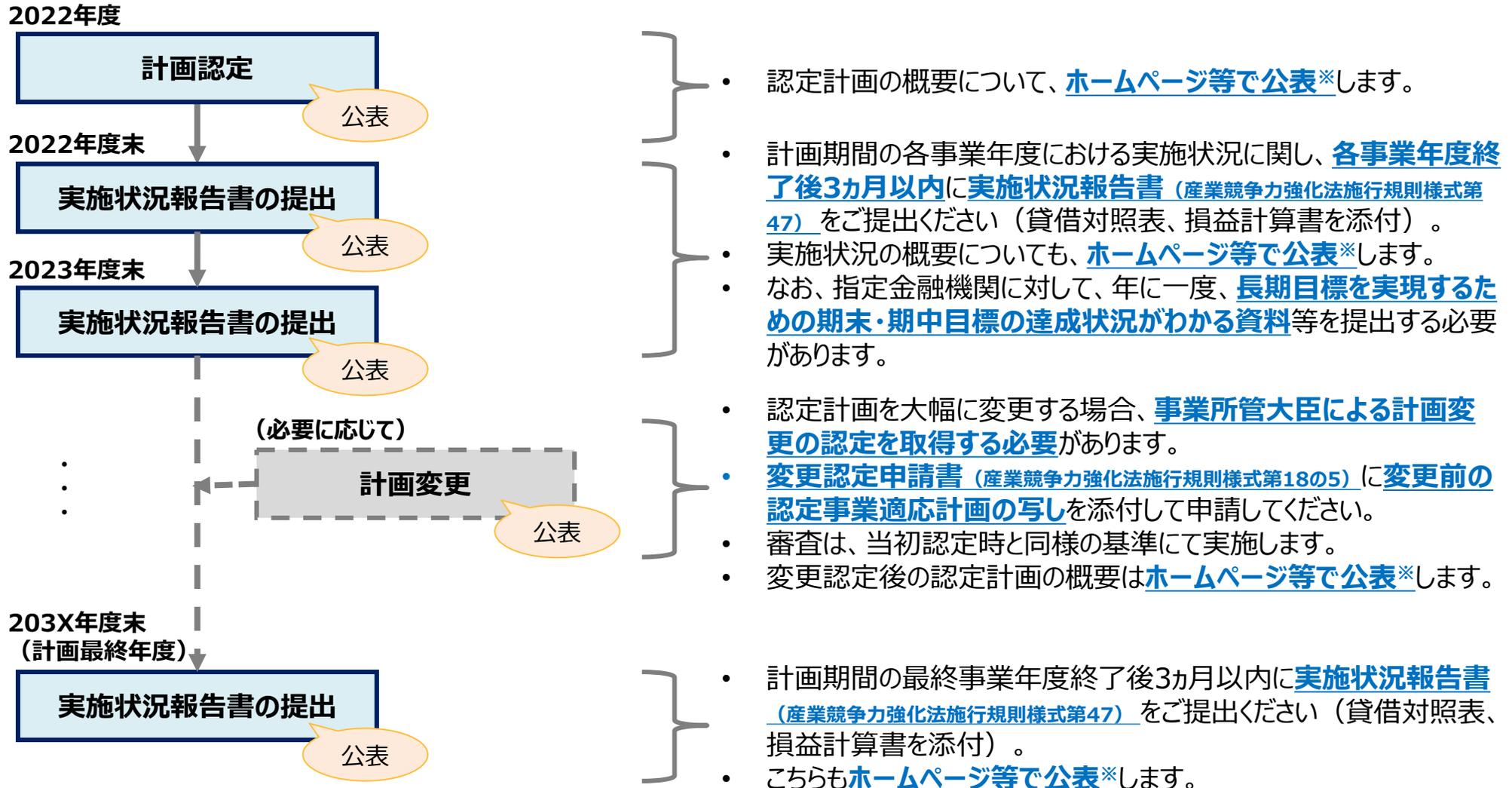
2-1. 計画策定から金融支援までの流れ

- 金融支援を希望する場合、以下流れに沿って、計画の認定を取得してください。



【参考】計画認定後の対応

- 計画認定後は、年に一度実施状況報告書の提出をお願いします。
- 計画を大幅に変更する場合、事業所管大臣による計画変更認定を取得する必要があります。



※認証を受けた外部評価機関の名称についても公表されます。事業上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますのでご相談ください。

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 申請方法p.14

2-1. 申請手続きのスケジュール等p.14

2-2. 申請に必要な書類p.17

2-3. 申請書記載例p.22

3. 問合せ先等p.32

2-2. 申請に必要な書類

- (1) 認定申請書（産業競争力強化法施行規則様式第18※）
 - [P.22](#)から、認定申請書の記載例をもとに解説します。

※申請書は、web申請フォームに組み込まれています。
- (2) 添付書類（産業競争力強化法施行規則第11条の2第2項）
 - 認定申請書の他に、下記の書面の添付が必要です。

添付書面一覧

①	定款の写し又はこれに準ずるもの	
②	直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）	
③	計画を実施することにより、生産性が相当程度向上すること又は新たな需要を相当程度開拓することを示す書類（ p.18-19 参照）	
④	計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類（ p.20 参照）	
⑤	事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類	
⑥	暴力団でないことを示す書類 ※具体的には右記のいずれにも該当しないことを示す書類が必要	i. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
		ii. 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの
		iii. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
⑦	計画が環境への負荷の低減に関する国際的な方針その他これに準ずるものと整合的であることを認証する書類（指定外部評価機関による認証を得ていることを示す書類に限る。）の写し	
⑧	融資計画（下記ホームページに掲載する「金融支援の申請に係る添付書面（計算ツール等）」の添付書面8）	

※②、③、④、⑥、⑦についても、様式をホームページに掲載しております（必ずしも様式をご利用頂く必要はありません）。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/cnrishihokyu

【参考】添付書面③ 生産性が相当程度向上することを示す書類（生産性向上要件を用いる場合）

- 生産性が相当程度向上することを示す根拠資料をご提出ください（様式自由）。
なお、生産性の指標としては、事業適応の実施に関する指針に示す修正ROA、有形固定資産回転率、従業員1人あたりの付加価値額のいずれかを用いてください（p.12参照のこと）。
- 計画開始から5年目に該当する事業年度における目標数値を示してください。

根拠資料のイメージ（修正ROAを選択した場合）

単位：十億円	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	計画終了年度	目標
	基準年度(実績)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目		
修正ROA(企業単位)	10.00%	10.48%	10.91%	11.36%	11.82%	12.27%	12.27%	2.27% ≥ 2.00%
								目標達成見込
総資産	100	105	110	110	110	110		
営業利益	5	5	5	6	6	7		
研究開発費	2	3	3	3	3	3		
減価償却費	3	4	4	4	4	4		

※本イメージは一例であり、資料の体裁は問いません。

【参考】添付書面③ 新たな需要開拓を示す書類（新需要開拓要件を用いる場合）

- 新たな需要を相当程度開拓することを示す根拠資料をご提出ください（様式自由）。
なお、指標としては、事業適応に係る商品又は役務の売上高に関する成長率を用いてください（p.12参照のこと）。
- 計画開始から5年目に該当する事業年度における目標数値を示してください。

根拠資料のイメージ

単位：十億円		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期		
①新商品等売上高伸び率 \geq 過去5事業年度の業種売上高伸び率+3%		計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目	計画終了年度	目標
売上高伸び率 [計画]		100	102	107	112	115	115	4.00% \geq 3.00%
売上高(企業単位)		100	102	107	112	115	115%	目標達成見込
備考欄 当社の全ての商品及び役務について事業適応を行う計画であるため、全社売上高を採用。 (注)新商品・新サービス単位につき、簡潔にかつ具体的に本備考欄に記載のこと。								
		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期		
		5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前	基準年度(実績)		
業種売上高伸び率 [実績]		85	90	92	95	95	111%	
売上高(業種単位)		85	90	92	95	95		
備考欄 当社の全ての商品及び役務について事業適応を行う計画であるため、全社売上高を採用。 (注)業種売上の出典(例、政府統計、民間シンクタンクの統計データ等)本備考欄に記載のこと。								

※本イメージは一例であり、資料の体裁は問いません。

【参考】添付書面④ 財務内容の健全性が向上することを示す書類

- 計画開始から5年目の事業年度において経常収支がプラスとなることを示してください（様式自由）。

根拠資料のイメージ

(ロ) 経常収入が経常収支を上回ること(2027年3月期)

$$\frac{\text{①経常収入}}{\text{②経常支出}} \times 100$$

$$= \frac{114}{111} \times 100$$

$$= 102.7 \quad (\geq 100)$$

(記入欄)

該当する四角枠の中に金額を記入すること。 単位:十億円

① 経常収入

$$= \text{売上高} + \text{営業外収益} - \text{売上債権増加} + \text{前受金増加} + \text{前受収益増加} - \text{未収入金増加} - \text{未収収益増加}$$

$$= \underline{\quad 114 \quad}$$

(内 訳)

・売上高	<input type="text" value="115"/>
・営業外収益	<input type="text" value="6"/>
・売上債権増加	<input type="text" value="2"/>
・前受金増加	<input type="text" value="3"/>
・前受収益増加	<input type="text" value="0"/>
・未収入金増加	<input type="text" value="8"/>
・未収収益増加	<input type="text" value="0"/>

② 経常支出

$$= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} + \text{営業外費用} + \text{棚卸資産増加} - \text{仕入債務増加} - \text{減価償却費} + \text{前渡金増加} + \text{前払費用増加} - \text{貸倒引当金増加} - \text{未払金(未払税金含む)増加} - \text{未払費用増加} - \text{引当金増加}$$

$$= \underline{\quad 111 \quad}$$

(内 訳)

・売上原価	<input type="text" value="80"/>
・販売費・一般管理費	<input type="text" value="28"/>
・営業外費用	<input type="text" value="3"/>
・棚卸資産増加	<input type="text" value="2"/>
・仕入債務増加	<input type="text" value="0"/>
・減価償却費	<input type="text" value="4"/>
・前渡金増加	<input type="text" value="1"/>
・前払費用増加	<input type="text" value="0"/>
・貸倒引当金増加	<input type="text" value="-1"/>
・未払金増加	<input type="text" value="0"/>
・未払費用増加	<input type="text" value="0"/>
・引当金増加	<input type="text" value="0"/>

※特別損益の部において繰り入れ
又は取り崩される引当金を除く

(目次)

1. 制度の概要p. 2

2. 申請方法p.14

2-1. 申請手続きのスケジュール等p.14

2-2. 申請に必要な書類p.17

2-3. 申請書記載例p.22

3. 問合せ先等p.32

2-3. ① 記載例（金融支援を希望する場合）

- 計画の認定を受けたい事業者は、計画の認定申請書を作成し、当該計画について経済産業省が指定する外部評価機関からの認証を得た上で、その事業適応に係る事業分野を所管する業所管大臣に提出し、審査・認定を受ける必要があります。
- まず、認定申請書の「1. 事業適応の目標」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。我が社においてもこうした流れに対応すべく、トランジション戦略を策定し、2032年度に2021年度対比で年間CO2排出量40%削減することを目標として設定。先端技術の開発・導入を通じて自社の製造コスト及びCO2排出量を削減するとともに、それらの事業化により社会全体のCO2排出量削減に貢献しながら、継続的に収益を生み出すことで、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献するとともに企業価値を高めていく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2026年度（事業適応計画の開始から5年目）に我が社全体の修正ROAを2.3%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度（事業適応計画の開始から5年目）に経常収支を正とすることを目標とする。

● 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載してください。その際、CO2排出量の削減目標を記載すると共に、事業適応の取組が企業の持続的な競争力の強化にどう結びつくかという点についても記載してください。

● エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始の日が属する事業年度から起算して5年目に該当する事業年度において、以下いずれかの生産性の向上or需要開拓に関する目標を記載してください。

生産性
向上

OR

需要開拓

- ① 修正ROA（※）2%ポイント向上
- ② 有形固定資産回転率（※）5%向上
- ③ 従業員1人あたり付加価値額（※）6%向上
- ④ 上記①～③のいずれかに相当する生産性の向上
- ⑤ 売上高伸び率3%ポイント向上

※計算方法はp.12参照。

● 根拠資料として添付書面③を提出してください（p.18-19参照）。

● 事業適応計画の開始から5年目に該当する事業年度において、経常収入（※）>経常支出（※）となることを目標に掲げてください。

※計算方法はp.12参照。

● 根拠資料として添付書面④を提出してください（p.20参照）。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ② 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「2. 事業適応の内容及び実施時期」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の類型

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

- 「③エネルギー利用環境負荷低減事業適応」と記載します。

②計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

化学工業（16）
全社的にCO2排出量を削減する計画であり、当社本業の化学工業を選択。

- 計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載します。
日本標準産業分類は、e-Statで検索できます。
<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>

③事業適応の具体的内容

〇〇工場への△△の導入、□□工場への☆☆の導入などを計画。また、同時に◇◇という技術を活用し、脱炭素への取組を進めていく。本計画を通じて、持続的な競争力の強化を図るとともに、日本のカーボンニュートラルに貢献していく。

- 「1. 事業適応の目標（2）」（[前ページ参照](#)）で記載した目標の達成に向けた具体的な内容を要約的に記載します。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ③ 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「2. 事業適応の内容及び実施時期」の続きを確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(2) 事業適応を行う場所の住所

東京都千代田区霞が関〇丁目〇ー〇（本社）

- 事業適応に係る事業の目標が全社的な目標であるため、「事業適応を行う場所」には本社所在地を記入ください。

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

- 記載は任意です。

(4) 事業適応の実施時期

① 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2022年4月、終了時期 2033年3月

- 年月をもって記載します。実施期間は10年以上としてください。
- 開始時期は、申請日ではなく、計画認定より後の時期にする必要があります。申請から認定までの目安はを参照ください。
- 実施期間は、年度途中からでも構いません。（例：2021年11月～2033年3月）

② 毎事業年度の実施予定

別表3のとおり。

- 毎事業年度の実施予定を別表3に記載します（参照）。

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

① 必要な資金の額及び調達方法の概要

- 記載は任意です。

② 必要な資金の額及び調達方法

別表4のとおり。

- 必要な資金の額及び調達方法の内訳を別表4に記載します（参照）。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ④ 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の取締役会の議事概要のとおり。

- 原則、[p.17](#)の添付書面⑤「事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類」の提出で足りるものとします。
- 「取締役会その他これに準じる機関」での意思決定されたものであることが分かるようにしてください。
- 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等の法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにしてください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ⑤ 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「別表1（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

別表1（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）
環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法
2024年3月31日	2021年度と比較し、年間CO2排出量 10%削減	添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり
2027年3月31日	2021年度と比較し、年間CO2排出量 20%削減	添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり
2030年3月31日	2021年度と比較し、年間CO2排出量 30%削減	添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり
2032年3月31日	2021年度と比較し、年間CO2排出量 40%削減	添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり

- 外部評価機関（産業競争力強化法施行規則第11条の2第2項第8号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載してください。
- なお、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができます。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ⑥ 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「別表2-4（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

別表2-4（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり

- 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載してください。
- この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載する必要があります。
- なお、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができます。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ⑦ 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「別表3（事業適応の実施時期）」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

- 計画の実施期間に応じて年度ごとに記載してください。
- 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載してください。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載する必要があります。
- なお、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができます。

別表3（事業適応の実施時期）
事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
	添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ⑧ 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「別表4（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

別表4（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
	事業適応の実施に必要な資金の額		○○銀行 10,000,000 △△銀行 10,000,000				○○銀行、△△銀行からの借入については、法第21条の17第1項第1号及び第2号に基づく支援を希望します。

- 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載してください。
- 法第21条の17第1項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載してください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

2-3. ⑨ 記載例（金融支援を希望する場合）

- 次に、「別表5（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

別表5（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

（1）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり

- 外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

（2）自社の事業活動における気候変動の重要性

添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり

- 外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

（3）環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

添付書面の〇〇（外部評価機関に説明した資料）のとおり

- 外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。
- 利子補給金を受給しない場合においては記載不要。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

(目次)

1. 制度の概要p.2

2. 申請方法p.14

2-1. 申請手続きのスケジュール等p.14

2-2. 申請に必要な書類p.17

2-3. 申請書記載例p.22

3. 問合せ先等p.32

3. お問い合わせ先

- 本金融支援のご利用をご検討の際は、カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援窓口までお問い合わせください。
 - カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援窓口：経済産業政策局産業資金課（直通）03-3501-1676
産業技術環境局環境経済室（直通）03-3501-1770
- 計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援窓口にご相談いただいた後、事業所管省庁におつなぎいたします。

【参考】主な関係法令

- 産業競争力強化法
 - － 事業適応の定義などを記載
- 産業競争力強化法施行規則
 - － 申請手続きの方法などを記載
- 事業適応の実施に関する指針
 - － 事業適応の認定要件などを記載
- 上記の関係法令はこちら
⇒ https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html